

練馬区長期計画検討委員会の設置について

1 設置目的

長期計画の目標達成に向け、各施策や計画事業の進捗状況の把握、目標達成に向けた取組の検討等を行うため、練馬区長期計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 設置期間（予定）

平成 25 年 10 月から平成 27 年 3 月まで

3 委員会の所掌事項

- (1) 各施策や計画事業の進捗状況の把握
- (2) 目標達成に向けた取組の検討
- (3) 今後の課題の整理
- (4) その他委員会が必要と認める事項

4 委員会の構成

委員会に委員長および副委員長を置く。

委員長は副区長とする。

副委員長は教育長とし、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

委員は、別表第 1 に掲げる職にある者をもって充てる。

5 幹事会の設置

委員会の下に、幹事会を設置する。

幹事会は委員長の指示に基づき、長期計画の各施策や計画事業の進捗状況の把握や課題の整理等を行い、結果を委員長に報告する。

6 幹事会の構成

幹事会は幹事長、副幹事長および幹事で構成する。

幹事長は企画部長とする。

副幹事長は総務部長とする。

幹事は別表第 2 に掲げる職にある者をもって充てる。

7 庶務

委員会および幹事会の庶務は、企画部企画課が行う。

8 その他

委員会は、検討の進展によって適宜、委員の構成を変更することができるものとする。

別表第 1

職 名
技監 企画部長 総務部長 区民生活事業本部長 健康福祉事業本部長 環境まちづくり事業本部長 区長室長 危機管理室長 区民部長 産業経済部長 地域文化部長 福祉部長 健康部長 練馬区保健所長 環境部長 都市整備部長 土木部長 会計管理室長 教育振興部長 こども家庭部長 選挙管理委員会事務局長 監査事務局長 議会事務局長

別表第 2

職 名
企画課長 経営改革担当課長 財政課長 防災課長 総務課長 区民部経営課長 福祉部経営課長 環境部経営課長 教育総務課長